

豊岡市契約等からの暴力団等の排除に関する要綱

平成24年6月27日豊岡市告示第222号の2

改正 平成24年10月9日豊岡市告示第273号 令和3年3月22日豊岡市告示第70号
(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う契約等から暴力団等を排除し、適正な事務の執行を確保するための基本的な方策その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約をいう。

ア 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は製造の請負に係る契約

イ 建設工事等を施工するために実施する設計、調査又は測量に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 設備の保守、清掃、警備、電算システムの開発その他役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ その他市長が指定する契約

(2) 契約等の相手方 前号アからキまでに掲げる契約を市と締結しようとする者又は当該契約を市と締結した者

(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。

(4) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(5) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団員

イ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に参与している事業者

ウ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

エ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をす

る行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

オ 兵庫県が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第27条に基づき氏名その他を公表した者

(6) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 暴力団等と認められる者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約の相手方が第8条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(下請負等からの排除措置)

第5条 数次の請負、再委託等が行われる契約については、排除措置対象者が後次の請負、再委託等の対象とならないよう必要な措置をとるものとする。

(資材の購入等からの排除措置)

第6条 資材の購入等を必要とする契約については、排除措置対象者に該当する販売業者から資材を購入することのないよう必要な措置をとるものとする。

2 産業廃棄物の処理等を必要とする契約については、排除措置対象者に該当する事業者処理を委託することがないよう必要な措置をとるものとする。

(契約等の相手方への要求)

第7条 市は、契約等の相手方が当該契約等の履行に係る業務の一部を第三者に行わせる場合（以下「第三者に行わせる場合」という。）において、その第三者が暴力団等であるときは、契約等の相手方に対して、その第三者と契約しないよう、又はその第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

(契約等の解除)

第8条 市は、契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団等であると判明したとき。
 - (2) 第三者に行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 前条の求めに従わなかったとき。
- (誓約書の徴取等)

第9条 市は、契約等からの暴力団排除に向けた取組みを実効あるものとするため、契約締結時までに契約等（第三者に行わせる場合を除く。）の相手方から自らが暴力団に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、契約金額が300万円以下の契約等を締結する場合はこの限りでない。

2 市は、契約等の相手方が第三者に行わせる場合においては、当該契約の受注者に対して、当該契約の締結時にその第三者（建設請負工事契約においては、一次以下のすべての下請契約の受注者を含む。）から誓約書を徴取し、その提出を求めるものとする。ただし、契約金額（公共工事に関する同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額。）が300万円以下の契約等を締結する場合はこの限りでない。

3 前2項による誓約書の徴取は、契約等の相手方に対して、入札公告、入札通知書等により義務付けるものとする。

(意見の聴取)

第10条 市は、契約等の相手方を決定し、又は契約等の相手方が第三者に行わせる場合において、その相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が第2条第6号に該当する者であるかどうかについて、豊岡警察署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くものとする。

(不当介入に対する措置)

第11条 市の契約等の相手方が排除措置対象者による不当介入（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求、業務履行の障害となる不法な行為等という。）を受けた場合において、市への報告、警察署長への通報等必要な対応が速やかに行われるよう必要な措置をとるものとする。

2 下請契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

(警察署長との連携)

第12条 この要綱に基づき必要な措置を講ずるに当たっては、警察署長と連携を図りながら行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年10月9日豊岡市告示第273号）

この要綱は、平成24年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年3月22日豊岡市告示第70号）

この要綱は、告示の日から施行する。